



## 名古屋北労働基準監督署管内 本年の死亡災害事例

本年4月に入ってから死亡災害が急増しています（平成26年8月31日現在5件、前年同期1件）。以下各災害の概要と原因を記しましたので、読者の事業場におかれましても、これを参考にしていただき、同様の安全管理上の問題点がないか今一度確認、死亡災害の未然防止をよろしくお願いいたします。

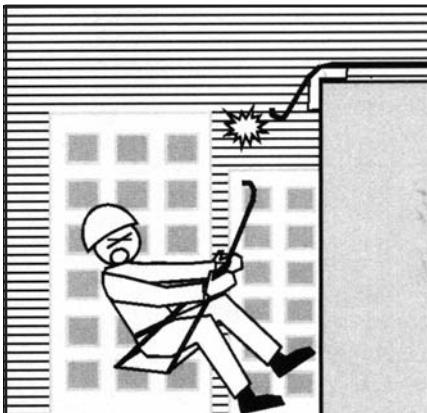


### 【事例1】建設現場における墜落

被災者：71歳 男性

発生状況：鉄骨組み立て現場において、鉄骨間に架け渡したデッキプレートの上を歩いて渡ろうとした時、当該デッキプレートが外れ、約8mの高さから墜落した。

原因：安全帯取り付け設備（親綱）、墜落防止用ネット防網等を設置せず、元請会社による作業計画に墜落防止対策が欠けていたこと。

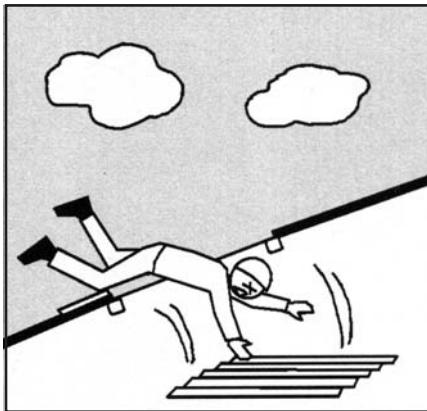


### 【事例2】ブランコ作業中に墜落

被災者：57歳 男性

発生状況：商店街ビル外壁に設置されている照明設備を取り換えるため、当該高さ約30mのビル屋上からブランコに乗り、当該照明器具の位置まで降りようとしたところ、降り始めて間もなくブランコのメインロープが破断し、地上に墜落した。

原因：足場、高所作業車を使用せず、メインロープの劣化状況を点検せず、ライフライン（命綱）未設置のままブランコ作業を行ったこと。

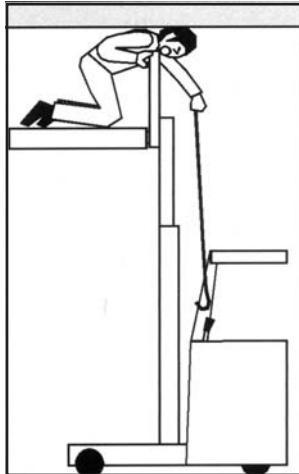


### 【事例3】屋根補修中の墜落

被災者：47歳 男性

発生状況：工場屋根の補修工事中、明かりとり窓に手をついた際、当該明かりとり窓が外れ約10mの高さから墜落したもの。

原因：安全帯取り付け設備（親綱）を設置し、安全帯を使用させるなど墜落防止措置を講じなかったこと。

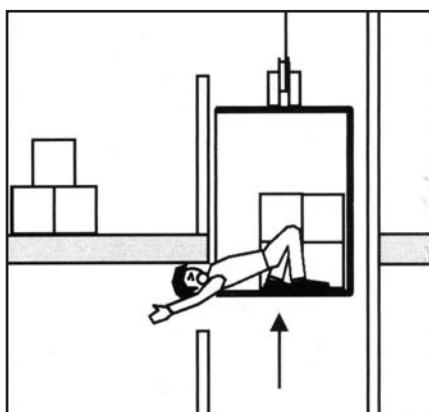


#### 【事例4】フォークリフトの用途外使用による挟まれ

被災者：72歳 男性

発生状況：天井補修のため、リーチフォークリフトのフォークにパレットを装着し、その上に乗り、昇降レバーを、先端がフック形状の棒を使用して操作し、フォークを上昇させたところ、天井とバックレストの間に挟まれた。

原因：フォークリフトを、主たる用途(荷の運搬)以外に使用し、かつ乗車席以外の箇所に乗ったこと。



#### 【事例5】荷物用エレベーターによる挟まれ

被災者：35歳 男性

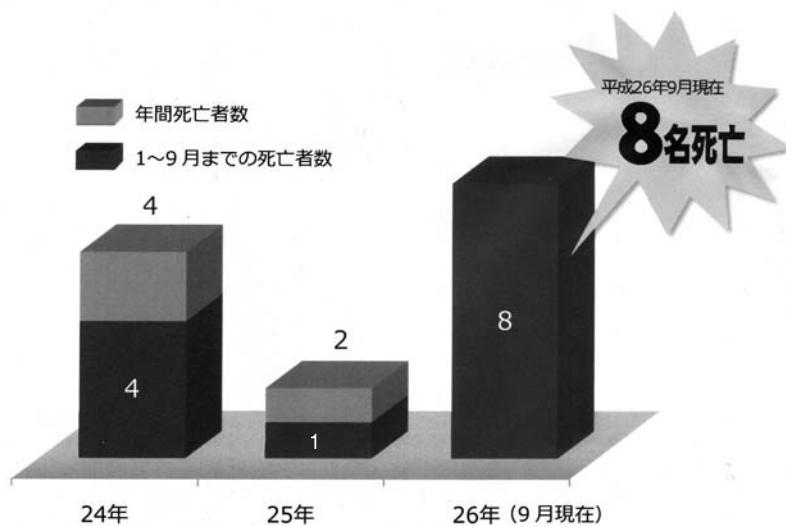
発生状況：会社倉庫の荷物用エレベーターに商品を載せて、自らも当該エレベーターに乗り2階へ上がる途中、搬器からはみ出た上半身が、搬器の床面と倉庫床面裏面の間に挟まれたもの。

原因：荷物用エレベーターに人を乗せたこと。エレベーターの搬器に扉がなく、エレベーター昇降路が完全におおわれていなかったこと。

## 死亡災害が多発しています!!

— 平成26年9月 —

名古屋北労働基準監督署



名古屋北労働基準監督署管内では、平成26年9月上旬現在で既に死亡災害が8件発生しており、危機的な状況にあります。年の途中にして、昨年、一昨年の年間件数を大幅に上回る状況です。

尊い命を守るために各事業場において職場の安全衛生点検に努め、安全衛生管理活動への更なる取組を図られますようお願いします。